

写

平成30年3月20日

農林水産省経営局協同組織課共済担当 御中

全国生命保険労働組合連合会
中央執行委員長 大北 隆典



「『共済事業向けの総合的な監督指針』の一部改正案」に対する意見

本年2月19日付で、意見・情報の募集手続に付されております標記の件につきまして、当連合会としての意見を、下記の通り、申し述べます。

ご検討の程、よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 意見：今回の改正案にて削除されている次の箇所について、現行通り存置すべきと考える。

II-4-4-1

「また、農協（信用事業を併せ行う農協を含む。）が募集できる保険商品は、損害保険会社（同法第2条第4項に規定する損害保険会社をいう。）の保険商品に限られることとなる。」

- 理由：農協は協同組合であるところ、協同組合とは、同じ目的をもった個人や事業者が集まり、お互いに助け合う組合員の相互扶助の組織であり、組合員の生活を守り向上させることを目的とし、利潤の追求を求めない（=営利を目的としない）ことから、税制上の優遇措置が適用されている。

こうした組合員の相互扶助の組織という観点、特に農協については「農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上」（農業協同組合法第1条）という観点から、不特定多数をその対象とする保険商品の取扱いについては、慎重な検討が必要であると考える。

また、税制上の優遇措置を受けない他の保険代理店との間の公平な競争条件を確保する観点からも、慎重な検討が必要であると考える。

さらに、農協においては、保険商品とその機能をほぼ同じくする共済の取扱いを行っており、保険商品と共済を同時に取扱う際の利用者保護のための体制整備についても留意が必要であると考える。

現行の監督指針については、これらの視点を踏まえ、他の共済事業とは異なり、農協について慎重な対応をしたものと評価できるため、現行通り存置すべきと考える。

以上